

平成28年第3回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成28年9月7日（水）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設水道課長	小林章	病院事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	吉田英輔
農業委員会 会長	金浏盛一	農業委員会 事務局 局長	高橋宏典
選挙管理 委員会 委員長	四木豊美	選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局 局長	川村政則

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 川村政則                      事務局次長 松橋紀幸  
主 査 井川静香

---

## 議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 報告第 4 号 平成27年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業  
以外の事業の決算報告について
- 日程第 4 報告第 5 号 平成27年度六戸町健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 6 号 平成27年度六戸町資金不足比率の報告について
- 日程第 6 議案第40号 六戸町国民健康保険診療所設置条例案
- 日程第 7 議案第41号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例案
- 日程第 8 議案第42号 六戸町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例案
- 日程第 9 議案第43号 六戸町特別会計設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第44号 六戸町国民健康保険病院の診療所移行に伴う関係条例の整備に関  
する条例案
- 日程第11 議案第45号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第12 議案第46号 平成28年度六戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第47号 平成28年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第  
1号）
- 日程第14 議案第48号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2  
号）
- 日程第16 議案第50号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第51号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 同意第 3号 六戸町固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることにつ  
いて
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

会議録署名議員の氏名

7番 川村重光

8番 河野豊

## 会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました平成27年度決算関係認定第1号から第8号までの8件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで決算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、河野豊君。

決算特別委員長（河野 豊君）

おはようございます。

決算特別委員会の審査結果を報告いたします。

今議会定例会において決算特別委員会に付託されました平成27年度決算関係の認定第1号 平成27年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第5号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第6号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第7号 平成

27年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第8号 平成27年度六戸町  
霊園事業特別会計決算認定についてを、去る9月5日、6日の2日間、決算特別委員会を開  
催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。

以上、簡単であります。決算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（円子徳通君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、決算関係、認定第1号から認定第8号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成27年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成  
27年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成27年度六戸  
町国民健康保険病院事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成27年度六戸町下水道  
事業特別会計決算認定について、認定第5号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計  
決算認定について、認定第6号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、  
認定第7号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第8号 平

成27年度六戸町霊園事業特別会計決算認定については、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第4号 平成27年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案の3ページをごらんいただきます。あわせて、別冊の青森県新産業都市建設事業団の決算関係冊子もご用意いたします。

それでは、報告第4号 平成27年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてご説明申し上げます。

本報告は、新産事業団理事会定例会において承認された平成27年度決算報告を、地方自治法の一部を改正する法律の附則第3条の規定により、別冊のとおり決算付属書類並びに監事の意見書を付して議会に報告するものであります。

別冊の青森県新産業都市建設事業団関係の資料によりご説明申し上げます。

まず最初に、特定事業からご説明申し上げます。

別冊のナンバー2と右下に番号がございますが、ナンバー2の冊子、特定事業決算付属書類というものの1ページをごらんください。

1、事業の実施状況のうち、当町にかかわる（1）金矢工業用地造成事業の平成27年度で実施した概要は、用地の処分はなし、貸し付けは株式会社真和ほか2件となっております。

工事の状況については、排水施設改修計画検討業務等3件で2,842万1,280円となっております。この結果、事業収益562万7,650円に対し事業費用5億4,736万1,540円でありましたので、当年度としては5億4,173万3,890円の純損失が生じております。

次に、別冊のナンバー5をご用意いたします。1ページになります。

1、一般管理会計では、最後の行、歳入歳出差引残額2,559万3,514円を、また、2、一般事業会計では、下から2行目になります、歳入歳出差引残額8万8,742円を、それぞれ全額を翌年度へ繰り越しするものであります。

以上で報告第4号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第4号 平成27年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第5号 平成27年度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案の4ページになります。

報告第5号 平成27年度六戸町健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成27年度六戸町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

最初に、一般会計等の赤字の程度を示す実質赤字比率ですが、平成27年度決算において実質赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はなく、実質黒字比率が9.28%となっております。

次に、一般会計と全特別会計を合算して生じた赤字の程度を示す連結実質赤字比率においても実質赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はなく、連結実質黒字比率が10.27%となっております。

また、一般会計等が負担する全会計の1年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は11.5%で、前年度数値より0.9ポイント改善されました。

続いて、一般会計等が将来負担する全会計の全ての負担額の合算額の割合を示す将来負担比率は19.3%であり、いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。

以上で、報告第5号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第5号 平成27年度六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第5 報告第6号 平成27年度六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

報告第6号 平成27年度六戸町資金不足比率の報告についてご説明いたします。

議案の5ページになります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、平成27年度六戸町資金不足比率を監査委員の意見書を付して報告するものであります。

これは企業会計ごとの事業規模に対する実質赤字の割合を示すもので、国民健康保険病院事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の各会計において資金不足が生じておりませんので、資金不足比率はございません。

以上で報告第6号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。



(「なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第6号 平成27年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第40号 六戸町国民健康保険診療所設置条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (吉田史明君)

議案第40号 六戸町国民健康保険診療所設置条例案についてその概要をご説明いたします。

本条例案は、六戸町国民健康保険診療所を設置し、六戸町国民健康保険病院を廃止することに伴い、必要な事項を定める必要があるため制定するものであります。

提出議案15ページをごらんください。

第1条は、設置について定めており、診療所の名称を六戸町国民健康保険診療所と定めるものであります。

第2条は、任務について定めるものであります。

16ページをごらんください。

第3条は、診療について定めるものであります。

第4条は、使用料又は手数料について定めるものであります。

第5条は、入院患者の定数を19人と定めるものであります。

17ページをごらんください。

第6条は、入院及び退院について定めるものであります。

第7条は、弁償について定めるものであります。

第8条は、委任について定めるものであります。

18ページをごらんください。

附則は、施行期日を平成28年10月1日からとし、六戸町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の廃止とするものであります。

以上で議案第40号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本君。

11番（山本 実君）

お尋ねをいたしたいと思います。

昭和33年4月開設以来、六戸町国民健康病院、幾多の困難を乗り越えて今日を迎えているわけであります。また、昨年27年4月からは医師2名体制で今日に至っているわけであります。

この病院の果たすべき役割、言うまでもなく町民の医療確保のためにあるわけでありますけれども、10月1日より診療所として新たなスタートを切りたいというふうなことでこの条例案を提出されていると思いますが、お尋ねをしたいところは、きのうの決算委員会でも若干触れましたけれども、入院に関することでございます。

昨日もたくさんの方々の町民の声をお届けしたつもりでございます。病院から診療所に移行しましても入院ができる診療所であってほしいというふうな声が多くの方々の声であるわけであります。恐らく、皆さんも同じようなことを耳にしているかと思えます。

そこで改めてお尋ねをいたします。

この16ページの「入院患者の定数」、第5条「診療所の入院定数は、19人とする」というふうに明記されているわけであります。10月1日より診療所として開設をしたならば、この19人までの入院患者を受け入れるという解釈でいいのか。

それから、17ページ、「入院及び退院」、第6条「次の各号のいずれかに該当するときは、入院を断り」とありますが、この3、「その他施設の適正な管理上」とあります。この「その他施設の適正な管理」とはどういうふうなことを指しているのかお尋ねいたします。

議長（円子徳通君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

ただいまのご質問にお答えします。

16ページ、第5条の「入院定数は、19人とする」とありますが、病床数、要はベッド数を19床、19人入院可能になるということになります。

次の、第6条3号「その他施設の適正な管理上、患者の入院又は在院を不相当と認めたととき」ということで、どのようなことがあるかということですが、今現在、医師が2名という状態になっております。今までにおいても、医師2名での入院対応を今日まで医師2名の方に行っていたいております。しかしながら、この2人での入院対応というのは肉体的にも精神的にも医師への負担がかなり多い状況となっており、診療所に移行後、医師2名体制であれば入院を当面休止ということでも想定されております。

そのような1号、2号に該当しないようなケース、それはいろいろなケースが想定されますが、今お話ししましたように医師2名いたとしても入院対応が難しい、精神的にも医師への負担が大きいとか、そういうこともありますので、いろいろなことが想定されます。

以上です。

(「19人に指定」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

挙手してお願いいたします。

(「挙手をすれば2回目になるから、答えていないから言っているんです。19人にすれば10月1日から19人受けるということではないということ、そういう答えではないのか」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

病院事務長。

病院事務長 (吉田史明君)

10月1日から診療所へ移行ということで考えておりますが、診療所になったからすぐ19人を受け入れられるかということ、それは非常に難しいと考えております。あくまでも診療所移行後は入院患者の定数として19人、ベッド数は19床ということをごここで定めておりますので、10月1日以降すぐに19名、じゃ入院可能かとなると、そこは今現在、医師2名です

ので、入院のほうは休止ということで考えております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

大変よくわかりました。

そういたしますと、もう一人、医師を確保すれば入院患者を受けられることができるという理解でよろしいのか。

それともう一つは、医師を確保するために昨年の4月以降、特に力を入れて、方々に情報をキャッチしながら出かけられていると思います。今日に至りますまでどのような医師確保に努めてこられたのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

それから、もう一人の医師を確保した場合に、先ほどの答弁でありますと、また今までの説明でありますと、即入院を受けるといふわけにはいかないというふうなことも保土澤副町長さんから何回も説明があったみたいに理解をしているつもりでございます。その理由をもう一度お尋ねしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの山本議員さんのご質問は2点あるかと思いますが、医師が3人になれば受け入れをするのかというお尋ねがまず第1点であろうと思います。

この件に関しましては、従来からもお話ししておりますが、入院を受け入れる条件が整うのが医師が3人だというふうに現状では理解をしております。ただ、将来、お医者さんが、もし別の方がなったときに、じゃ医師2人で入院受けると言うかもしれません。それはお医者さんの判断でいいんです。病院の場合は入院患者を受けなければならないというふうになっていますが、診療所の場合は入院患者を受け、受けないについてはお医者さんの判断によると。したがって、一般の個人医であれ通称クリニックとかそういうところでも、1人の

お医者さんでも入院患者を扱っている事例はあります。それと同じような診療所の体制になるというふうに考えております。

それから、医師確保の関係でございますが、これまでも医師確保の、インターネット上のエムスリーというところに医師募集広告、もちろん町のホームページにも医師募集の広告を出しておりますし、機会あるごとに青森県のほうにも町長あるいは私からもお願いをしている件がございます。

ただ、やはり現行の病院のままでは将来のビジョンがなかなか描けない、そういうことからなかなかお医者さんが見つからない。したがって、これから診療所に移行したら診療所がどういう診療所になるか、どういう診療所につくっていくのか、これはまさしくこれからなんです。今そのスタート台で、当面、現行の2人のお医者さんでは入院対応が難しいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（円子徳通君）

11番、山本実君。3回目の質問を許します。

11 番（山本 実君）

どういう診療所をつくっていくのか、それはこれからだよというふうなこと、わかりました。私であれば、どういう診療所にしたいのか、これは何か順序が逆のような感じ。いわゆる今まで病院としてきて入院も受けてきました。町民の方々にも町内に病院があるという安心感を与えてまいりました。町民の方々の医療も確保してまいりました。これからどういうふうな診療所をつくるのかではなくて、どういう診療所をつくりたいという町の考え方が見えない。ですから、そういうふうなところにも不満的なものを覚えるわけであります。

さらに、医師1名を確保して、どうなんでしょう、医者という立場から考えてみますと、非常に個性の強い方々の集まりだというふうに私は見ております。また、そうでなければならぬとも思うんです、人様の命を預かる立場にいるわけですから。ですから、いろんな意見の違いとかそういうようなものも日常的にあるのでありましょう。つまり、医師3名、4名になりましてもそのような町の方針が決まらぬと、ただいま六戸町診療所は入院を受ける診療所であるよというふうなものをまず院長側に伝える、病院側では打診する、意志の疎通を図る、そして入院患者を受けられるというような、そういう流れになると思うんですけ

れども、この意思の疎通ができなければ、3人になりましても4人になりましても、これは入院を受けることは不可能ということになります。今までの説明を総合して考えればそういうようなことになるわけでありませぬ。

そういたしますと、もう一名の医師を確保するときに、町の診療所というふうなものの目的というようなものをきちっと話した上で、理解した上で着任をしていただかなければならぬということになるわけですね。

あと一回しか、これ以上できませんから質問はもう閉じますけれども、何とか多くの町民の方々が願うように、診療所になりましても入院ができる診療所としてというふうな意見が大半でございます。そのようなことを可能にするようにぜひお願いしたいと思います。最後に。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

先ほど、どういう診療所にするかこれからなんだと、まさしく今スタート台なんだと、こういうお話を申し上げました。それは違うだろうと、入院を受け入れる診療所を早くつくるべきだろうと、それが基本だろうと。この点に関しては、まさしく私も山本議員さんと意見を異にするものではありません。目指すところは入院対応できる診療所。そのためにベッド数を19の、診療所で可能な最大限のベッド数を今ここに定めたいと、そういうふうなお願いをしているわけでございますし、今後十分そのお医者さんの確保に努めますが、あるいは3人目できなくても2人でも入院が可能なような体制がつかれないのか。例えば一年いっぱい、通年で入院させるんでなくてもいいと思うんです。ある期間を定めて入院を受ける期間を定めるとか、それは診療所であればそういうふうなことも可能だというふうにも聞いておりますので、自分でどこどこに行って確かめたわけではありませぬが、そういうことも含めて、これから診療所のあり方、入院を受け入れるための体制づくり、そういうふうなものを随時検討しながら入院対応は考えていきたいと。

もちろん3人目のお医者さんを確保するということにも万難を排してまいりたいと、そういうふうには考えております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

ほかに質問ありますか。

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

町長にお伺いします。

診療所になった場合、必要でない施設も出てくると思うんですが、現在の施設をただ看板を書きかえて運営していくものか、また将来、診療所になった場合改築していくものか、その辺お伺いしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、いろいろ先ほど11番の議員、山本議員さんからもご質問がありましたが、どういふふうにしていくかということ、はっきり申し上げて、診療所化にはなりますが、有床診療所ということを目指しています。そして、町民の一番親しいお医者さんというような、かかりつけ医的意味合いの濃い六戸の有床の診療所というものを大きな目標としてやってきております。

今このようになっているのは、医者がいないからというのはもちろん大きな原因ではありませんけれども、実際は地域医療の環境という部分が大きく変わってきております。ですから、仮に病院でいたにしてみても、病床数の減少ですとか、またはその医療環境をどのように変えろとか、または私どもがこの病院では施設的に不十分なので変えようかということ、それは以前のように認められるような環境にもないということ、それらのことから先ほど申し上げたようになりました。

それで、何が変わっていくかということになりますと、簡単に言いますと病院が診療所、救急ですとかそういう部分が変わっていくわけですが、日々の町民に医療を的的部分を欠かないという部分においては今までと同じでございます。

ですから、入院するかしないかというのはありますが、それは、はっきり申し上げて労務

上2名という、24時間の中における環境は厳しいという意味でございます。先ほど副町長からお話があったように、どうしても診てみたら、かかりつけでございますから、今晚ちょっと様子見なきゃいけないというような場合においては、医師の判断でもって、入院は受け入れていないとはいいいながらも、一晩ちょっと様子見なきゃなりませんということもあるやもしれません。今2名であつてもいろんなケースがあります。それはこの条例とはまた別なんですけど、判断、応用に先生方がかかわるようにしていかなければいけない。

ちょっと余分な話をして恐縮なんですけれども、ご質問に答えますと、基本的には医療を与えるというのは大きくは変わりません。全診療科目みたいな部分が今まで病院というのは漫然とありましたが、内科としてやっていくことが主になるというふうにはっきりと明示していくことになろうかというふうに思いますが、入院できること、そのように医師がそろえば24時間でお世話できるような診療所を目指していきたいなというふうに思っております。あと、施設的な意味において、入院患者がいることによって給食的な部分も同様でございます。

若干、診療所として、ただそのままというよりも改善すべき点は出てこようかと。単純にどこをなくして、これは要らない、これはどうだというのは正直余り大きな変化はございません。ただ、環境をよくすることに努めていかなきゃいけないだろうなというふうに思っている次第でございます。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

この件について、基本的に病院という基準を満たしていないということが決定的な課題だと思います。そしてまた、その方向で向かっておりまして、私、先般この説明を受けましたわけでございますが、その中で診療所内での訪問看護事業を検討するとあります。ちょっとそれ、具体的に説明聞かなかつたような感じがしますのでお願いいたします。

議 長（円子徳通君）



病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

お答えいたします。

8月19日に開催しましたこの診療所についての説明の中において、来年の4月1日以降、診療所内に訪問看護の部署を設置し、訪問看護できるように今現在検討しているところがございます。実際できるかどうかはこれからまだまだ調整等、打ち合わせ等をしなきゃいけません。4月1日以降、訪問看護事業ができるように今現在検討中でございます。その訪問看護の内容でよろしいでしょうか。

訪問看護ですが、看護師が患者さんの居宅、家へ訪問して、主治医もしくはかかりつけ医が交付した訪問看護指示書というものをもとにその患者さんの世話をを行うという内容になります。

具体的にどういうものがあるかという、簡単な検査、治療、あと療養、生活とかそういう場において悩んでいるものがあればそれに対してのアドバイスとか、日常の生活の補助とか、そういうものを看護師が主治医の指示書をもとに家へ行って世話をするというものになります。

以上です。

議長（円子徳通君）

7番、川村君。

7番（川村重光君）

それは現在はやっていないわけですか。

議長（円子徳通君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

今現在、訪問看護は行っておりません。

ただ、在宅診療、これは先生と看護師が患者さんの家へ、居宅へ行って治療するというこ

とで行っておりますが、訪問看護については今現在行っておりません。

以上です。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、状況はご説明したとおりであります。これは医療とは別にはなりますけれども、福祉のほうで在宅介護ですとかそういうものが出てまいります。ただ、うちにいればいいという、そうした福祉のケアがあればいいということばかりじゃなくて、やはり世話を受けるということは体調等の問題もあります。

今は先生も一緒になってという形で診療をやったりしていますけれども、在宅介護ですとかそういうことを他の自治体から聞きましても、福祉上そういうふうに言っているけれども本当にそれができるのかというと、実際無理じゃないのというような、何でそんなこと言い出すんだろうかみたいなことを言う方々もいらっしゃいます。私自身もそう思っております。

しかし、今このような私ども医師、医療関係者の変革といいますか切りかえをあわせて、先ほど6番議員さんのときに申し上げましたように、もっと、より町民に身近な先生であり看護師であるということを目指していただきたいというのが、この診療所になって以降のものでございます。

今までは病院ということで義務的要素等もあり、これは、あれはということになったわけでございますけれども、もっと身近な診療所になれば、お医者さんであり看護師さんであるというような捉え方になるような環境でいく診療所にしたいなというふうに思っておりますので、今後、在宅介護等ありますが、在宅診療という部分においても並行しながら、言われておりますので、実際どれだけできるかは、今、病院事務長が話したとおりなんです。備えをしながらいく六戸町の医療機関であってほしいなということを目指しております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。3回目の質問を許します。

7 番（川村重光君）

医療の方向性、病院の今のあり方の方向性としては向かう道だろうなど。これからの時代にやはり介護とか訪問介護とかぜひとも必要な部門でございますので、検討すると目標を立てたわけでありまして、ぜひ実現するようにやっていただきたいなと思います。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

7 番（川村重光君）

はい。

議長 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

12番、苫米地君。

12 番（苫米地繁雄君）

関連してお伺いします。

今19床でスタートするわけですけども、そうすると11床があきますよね。11床があくことによって入院室が何室あきますか。

議長 長（円子徳通君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

30床、今ベッド数がありますが、診療所後は19床となり、あとベッド数も減ります。それによって部屋の数も、今現在3部屋、6人部屋が2つ、あと4人部屋が1つ、ここが空き部屋となります。ただ、診療所後、そのあいた部屋を相談室、あと多目的室ということで打ち合わせをするスペース、もう一つ4人部屋を、今、全職員、看護師含め検査等の職員の更衣室等に利用しようと考えております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

12番、苫米地君。

12 番（苫米地繁雄君）

大変素晴らしいことだと思います。実は心配していたのは、19床のほうもそうですけれども、入院といったってなかなか入院患者が入ってこないと思うんです。医師の確保ができない限り、あるいはまたできて意志の疎通がなされない限りは、なかなか入院室が埋まることはできないと思うんです。そのときに、いつ入院者が来ても入院できるような状況に維持管理をしていかないといけないと思うんです。あいた部屋が物置になったり、あるいはまたクモの巣が張ったり、さあ入院しますよと言ってからそれを清掃したりというようなことがないように、この維持管理だけはきちっとしていただきたいなど。いつでも入院患者を受け入れられるような状況にしておいていただきたいものだと、このように思います。

以上です。

議 長（円子徳通君）

答弁は。

12 番（苫米地繁雄君）

答弁はいいです。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 六戸町国民健康保険診療所設置条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第41号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (吉田史明君)

議案第41号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例案についてその概要をご説明いたします。

本条例案は、六戸町国民健康保険診療所を設置し、六戸町国民健康保険病院を廃止することに伴い、各種勤務手当に関して必要な事項を定める必要があるため制定するものであります。

提出議案20ページをごらんください。

第1条は、趣旨について定めるものであります。

第2条は、特殊勤務手当の種類について定めるものであります。

第3条は、診療従事手当について定めるものであります。

21ページをごらんください。

第4条は、往診手当について定めるものであります。

第5条は、夜間等対応手当について定めるものであります。

第6条は、夜間看護手当について定めるものであります。

22ページをごらんください。

第7条は、委任について定めるものであります。

附則は、施行期日を平成28年10月1日からとし、六戸町国民健康保険病院に勤務する職員の特種勤務手当に関する支給条例の廃止とするものであります。

以上で議案第41号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第42号 六戸町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (吉田史明君)

議案第42号 六戸町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例案についてその概要をご説明いたします。

本条例案は、六戸町国民健康保険診療所を設置し、六戸町国民健康保険病院を廃止することに伴い、使用料等に関し必要な事項を定めるため制定するものであります。

提出議案24ページをごらんください。

第1条は、目的について定めるものであります。

第2条は、使用料及び手数料の額について関係法令に基づき定めるものであります。

25ページをお開きください。

第3条は、使用料及び手数料の納付について定めるものであります。

第4条は、使用料及び手数料の収納について定めるものであります。

第5条は、使用料及び手数料の減免について定めるものであります。

26ページをごらんください。

第6条は、還付の制度について定めるものであります。

第7条は、債権の放棄について定めるものであります。

第8条は、委任について定めるものであります。

27ページをごらんください。

附則は、施行期日を平成28年10月1日からとし、六戸町国民健康保険病院使用料及び手

数料徴収条例の廃止とするものであります。

以上で議案第42号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 六戸町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第43号 六戸町特別会計設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。



担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案の28ページになります。

議案第43号 六戸町特別会計設置条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本議案は、六戸町国民健康保険診療所を新たに設置し、国民健康保険病院を廃止することに伴い条文の整理を行い、改正するものであります。

29ページをごらんください。あわせて、説明補足資料の1ページの新旧対照表もごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、第2条第2号中、「国民健康保険病院事業」を削り、新たに第9号として「国民健康保険診療所」を加えるものであります。

第7号及び第8号の「特別会計」を削る改正は、表示形式を統一するための文言の整理を行ったものであります。

附則は、施行期日と、廃止する病院事業特別会計の経過措置を規定したものであります。

以上で議案第43号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 六戸町特別会計設置条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第44号 六戸町国民健康保険病院の診療所移行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第44号 六戸町国民健康保険病院の診療所移行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明いたします。

議案30ページから32ページになります。説明補足資料1ページから3ページもあわせてごらんくださるようお願いいたします。

本案は、六戸町国民健康保険診療所を設置し、六戸町国民健康保険病院を廃止することに伴い、主に関係条例の文言を「国民健康保険病院」から「国民健康保険診療所」に改めるため条例の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、第1条で六戸町議会委員会条例を、第2条で六戸町公共施設の暴力団排除に関する条例を、第3条で六戸町職員定数条例を、第4条で六戸町職員の定年等に関する条例を、第5条で六戸町職員の給与に関する条例をそれぞれ改正するものでございます。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で議案第44号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 六戸町国民健康保険病院の診療所移行に伴う関係条例の整備に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第45号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

議案第45号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

提出議案33ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,960万2,000円とし、款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」とするものであります。

第2条では、一時借入金の最高額を2億円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用については、同一款内において給料、職員手当及び共済費のみ流用をすることができると定めるものであります。

続きまして、歳入歳出予算の款項の内容について、35ページの「第1表 歳入歳出予算」に基づきご説明いたします。

最初に、歳入からご説明申し上げます。

1 款診療収入、1 項診療報酬に1億1,556万8,000円を計上。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料に574万4,000円を計上。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料に30万円を計上。

3 款県支出金、1 項補助金に電源立地地域対策交付金4,800万円を計上。

4 款財産収入、1 項財産運用収入に1,000万円を計上。

5 款繰入金、1 項繰入金に6,277万円を計上。そのうち、一般会計からは長期借入資金繰入金として450万1,000円と、職員人件費繰入金として5,708万6,000円を計上。

6 款諸収入、1 項雑入に106万7,000円を計上。

6 款諸収入、2 項病院事業未収金に、8月と9月の病院における診療に対する診療報酬等の収入として項の計で3,615万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

36ページをお開きください。

1 款総務費、1 項施設管理費に1億5,260万2,000円を計上。その主なものとして、職員給料、諸手当等で1億118万5,000円、施設管理上の各種業務委託料で1,685万3,000円、工事請負費に看板改修工事ほかで266万9,000円を計上いたしました。

2 款医業費、1 項医業費に9,040万9,000円を計上。その主なものとして、各種医療器械の保守業務ほかで821万円、各種医療器械の賃借料として398万9,000円、薬品等の医薬材料費として7,617万円を計上いたしました。

3 款公債費、1 項公債費に450万1,000円を計上。

4 款病院事業未払金、1 項病院事業未払金に、9 月までの病院における10月以降の支払いに関する費用として2,179万円を計上いたしました。

5 款予備費、1 項予備費に30万円計上いたしました。

なお、目、節の詳細につきましては事項別明細書のとおりとなっております。

以上で議案第45号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時15分）

議長（円子徳通君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、日程第12 議案第46号 平成28年度六戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案の37ページになります。

議案第46号 平成28年度六戸町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億4,894万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億670万3,000円とするものです。

その内訳については事項別明細書に基づきご説明申し上げます。事項別明細書をご用意しています。

最初に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費では、議会広報委員会の研修及び議員県外研修の費用として9節旅費に396万8,000円を、14節使用料及び賃借料に現地でのバス借り上げ料44

万2,000円を追加計上しました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、6ページに移って、9節旅費に職員の研修用として24万9,000円を計上、これは全額、県市町村振興協会からの補助によるものであります。同じく11節需用費には、車両の修理、庁舎配水管の修理ほかで修繕料118万2,000円を計上、18節備品購入費には、町長車の更新費用として、ここには公用車とありますが町長車の更新費用として792万1,000円を計上しました。

3目財政管理費では、8節報償費にふるさと納税寄附の返礼品経費として27万8,000円を増額計上。

一番下の5目財政管理費では、15節工事請負費に坪毛沢地区町有地の雑木伐採工事費として500万円を計上。

7ページに移ります。

8目情報施策推進費では、14節使用料及び賃借料に、電算システム等のセキュリティー強化対応に伴う端末機の賃借料60万円と、19節負担金補助及び交付金には光ファイバーの移設工事負担金166万7,000円を追加計上しました。

9目町民バス運行費には、町民バス6台分の冬タイヤ購入費として消耗品費114万7,000円を計上しております。

2款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費の7節賃金には確定申告期間中の臨時職員対応分として54万8,000円を追加計上しました。

8ページをお開きください。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費になります。

次のページに移って、13節委託料に子ども・子育て支援システム新制度改修事務ほかで273万3,000円を追加計上、19節負担金補助及び交付金に介護ロボット等導入支援事業への補助金97万2,000円を追加計上、これは全額が国庫補助によるものであります。

次に、10ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、13節委託料に七百児童館耐震診断業務ほかで141万円を増額計上。

4款衛生費、1項保健衛生費、10ページの一番下になります7目病院費では、19節負担金補助及び交付金に国民健康保険病院特別会計補助金として2,000万円を増額計上、11ページに移って、28節繰出金には、新たに新設する国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金として6,158万7,000円を追加計上しました。

12ページにまいります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、19節負担金補助及び交付金に奥入瀬川南岸地区ため池等整備事業の負担金として892万2,000円を増額計上。

6目農村整備費では、22節補償補填及び賠償金に県営集落基盤整備事業に係る建物及び立木の保証分として340万円を増額計上しました。

7款商工費、1項商工費、12ページの下から13ページ上段にかけてになります3目観光費には、町村の魅力発信事業助成の採択決定を受けまして、六戸ブランド事業関連で旅費に24万2,000円と補助金186万2,000円を追加計上しております。

14ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費には、11節需用費に融雪剤購入費として消耗品費に153万9,000円を増額計上、14節使用料及び賃借料に除雪機械の当面1カ月分のリース料として239万6,000円を増額計上、15節工事請負費は町道の維持補修工事ほかで400万円を増額計上、19節負担金補助及び交付金に町内会の歩道用除雪機購入事業への補助金66万8,000円を追加計上しております。

下段の8款土木費、4項都市計画費、3目公園費には、15節工事請負費に公園施設維持補修工事ほかで169万円を増額計上しました。

15ページになります。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費には、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき実施される消防団員の特定接種の委託料9万7,000円を追加計上しました。

次に、下段の10款教育費、2項小学校費になります。一つめくって16ページの3目学校建設費には、13節委託料に大曲小学校周辺整備基本設計業務ほかとして108万円を増額計上。

17ページに移って、下段の10款教育費、5項保健体育費になりますが、さらにめくって18ページの5目総合運動公園運営費には、去る7月30日の落雷により損害を受けたメイプルスタジアムの電光掲示板等の復旧工事費として469万7,000円を計上しました。

ページを最初のほうに戻っていただき、歳入の内訳をご説明いたします。

3ページをお開きください。

10款地方交付税では、普通交付税の確定により3,284万8,000円を増額計上。

14款国庫支出金では、事業費との関連において補助金192万7,000円を増額計上しました。

16款財産収入では、町長車購入に伴い、古い車両の公売による物品売払収入として60万円を増額計上。



17款寄附金には、ふるさと納税による一般寄附金55万円を増額計上。

次のページに移って、18款繰入金では、坪毛沢地区町有地の雑木伐採工事費の財源として地域産業振興基金より500万円の繰入金を計上。

19款繰越金には、歳出との関連において調整を行い1億276万9,000円を増額計上しました。

そして、20款諸収入には、5項雑入におきまして、落雷による被害のあったメイプルスタジアムの電光掲示板等への公有財産災害共済金300万円と、町村の魅力発信事業助成金200万円を追加計上しました。

以上で議案第46号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

2番、種市君。

2 番（種市正孝君）

まず、6ページの2款総務費のところなんですけれども、18節物品購入で公用車ということで町長車の更新ということなんですけれども、たまに見かけるんですけれどもすごくきれいな状態で、更新に必要な何か要素とかそういうのがもしあったらそれを一つ教えていただきたいのと、これは約800万円ということで車だけでこんなにするのか、この後ろのほうのほかというのがまた何か付属するものとかいろいろあるのかなと、その辺ちょっと詳しく教えてもらえればと思います。

あともう一つ、17ページの10款教育費のところなんですけれども、一番最後の下のところで、15節工事請負費でB&Gの海洋センターの配管改修工事ほかというところがあります。B&Gのほうのプールなんですけれども、7月1日から8月31日までの約2カ月間、子供たちでにぎわっているようなんですけれども、ちょっと聞いたところによりますと、プールから上がった後は目を洗うのとシャワーをしましょうとかいう感じで利用上の注意をうたっているんですけれども、そのシャワーが水しか出ないというお話をちょっと聞いて、お湯の部分が出ないという感じで、小さなお子さんなんかだと、幾ら夏暑いといえどもやはりぬるま湯くらいの感じで出してあげるほうがいいんじゃないかなと思うんです。今シーズンはもう

水しか出なかったということを聞いているんですけども、その辺のこともちょっとお聞きできればと思います。

この2つお願いします。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

まず、1つ目の町長車についてお答えいたします。

現在の町長車は、平成18年度に購入しまして10年間経過しております。また、走行距離も10万キロを超えておまして、後部のスライドドアがあかないトラブルとか、バッテリーの故障も出てきておるのが現状でございますので、現在の車体よりも少しグレードアップして更新したいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

議 長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

それでは、今年度のB&Gプールでシャワーがなぜ出なかったかということについてお答えいたします。

B&Gプールにつきましては、前年度、特にふぐあいがなければそのまま閉鎖して、開館当時、6月から準備作業を進めるんですが、その段階でふぐあいが発生すると工事または修繕の対応をするということになります。今回の温水が出ない件につきましては、B&Gプールのボイラーなんですが、ボイラーを通る給水管に水が通ることによってボイラーが作動するというシステムになっておりました。準備作業当時それが動かないということで調査した結果、その配水管に漏水が見られるということで、至急見積もりなりをとって対応しようと思ったんですが、工事に二、三カ月かかるということで、今年度につきましては温水が出ない状況で運用しまして、今の補正予算で予算計上して修繕することを考えております。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

2番、種市君。

2番（種市正孝君）

まず、公用車の件に関してはわかりました。

あと、ということは、B&G海洋センターのほうの配管改修というのは結局、そのシャワー、温水のための配管の修繕というか修理ということと理解してよろしいということだと思うんですけども、7月1日からあそこを開くわけですから6月あたりに準備とか検査とかということになる、お話だとそういう感じ、1カ月くらい前あたりでやられているということです。

もう一つお聞きしたいのが、この間の決算のときにもありましたけれども、27年度、昨年度で利用日数が55日くらいあって、利用した方々は約3,500人くらい、2カ月間で。多くの方々がやっぱりあそこを利用しているわけなんですけれども、利用した中で多分ほとんどがお子さん、子供たちが多いと思うので、楽しみにしているプールだからやっていると思うんですけども、ことし、ちょうどお盆前のあたり、定期検査か何かで2日間お休みになられている。町内放送でも多分、告知のほうはなされていたと思うんですけども、2日間くらいお休みになって、トータルすると、ちょうどその後からお盆だったものですから5日間くらい連続で、1週間くらいになったと思うんですけども、これ、子供たちが夏休みに入っが一番利用したいときに検査というのは、どういうあれで検査をこの時期にやったのか、その辺、休まざるを得なかったのか。検査で休むということだったんですけども、その辺のこともお答え願えればと思うんです。

議長 長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

それでは、今年度のB&Gプールの休館についてご説明いたします。

こちらにつきましては、設備のふぐあいではなくて、プールについては1時間ごとに温度計で温度をはかって管理しているんですが、その温度計がガラス製で破損しましてプールの中に入ってしまったと。水中掃除機で清掃はしたんですが、大事をとってプールの水を全部

抜きましょうという判断に至りました。その中で、大量の水ですので水を入れるために4日を要するというで臨時の休館をしました。幸い通常のお盆休み、プールにもお盆休みがありまして3日間とってしまして、臨時休館はその前3日間で終わったということでございます。

以上です。

議 長（円子徳通君）

2番、種市君。

2番（種市正孝君）

イメージ的にはこういう普通のガラス管の温度計が壊れて、それが落ちて中に入って、大事にならないようにということで一回水抜いてということだとは思いますが、そうしますと、子供たちのためにそこは安全対策をとったというのはよくわかるんですけども、単純に考えるともう少し、今ガラスじゃなくてもいろんなセンサーつきみたいな、壊れないというか、そういう可能性が起きないように温度計なんかもいろいろあると思いますので、今後はやっぱり、2カ月で3,000近くの人たちが利用しているところなんで楽しみにしているところだと思うので、事故等ないように運営管理のほうをしていただければと思います。

以上です。

議 長（円子徳通君）

答弁はいいんですか。

2番（種市正孝君）

いや、結構です。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

8番、河野君。

8 番（河野 豊君）

予算の説明書の中の7ページお願いします。

まず最初に、町民バス運行費というところで先ほどご説明がありましたけれども、消耗品費というところでタイヤを準備するんだということです。以前から言われていることではあるんですけども、やっぱりこういう消耗品等につきましては地域の地元の企業からぜひ買ってほしいと思うんですけども、今現在はどのような形になっているのか質問いたします。

それともう一つは、9ページの民生費の介護ロボット導入支援事業ということで、これは国からの全額補助ということですから、ああだ、こうだということはないんですけども、どこにどのようなものが入るのか、そこをちょっと説明していただいて、この介護ロボットというのは今後においては非常に大切なものでありますので、やっぱり皆さんで情報を共有しておくことは非常に大切なことだと思うんです。ですから、どこへ導入になって、どういうロボットなのか、ちょっと詳細を説明願います。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

最初の質問にお答えします。

これはバスのスタッドレスタイヤ、計画的に更新しておりまして、いずれも町内の業者から購入しております。

議 長（円子徳通君）

もう一つ。福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

介護ロボット等導入支援事業補助金の内容について回答いたします。

まず、機械の名称ですがシルエット見守りセンサーというもので、3台の台数となっております。この機械の内容については、離れていてもシルエット画像、起き上がりとかはみ出し等の様子を確認できる機械となります。導入する施設については町内の1施設となります。以上です。

議 長（円子徳通君）

8番、河野君。

8 番（河野 豊君）

スタッドレスタイヤの購入については、町内の業者から購入する予定だということで安心しました。これからもいろいろ、スタッドレスタイヤにとどまらず、いろんなものがあると思うんです。やっぱり地域のそういう細かいところを見てやっていくということは非常に大切なことですので、今後もそういう基本的な心がけを忘れないでやってほしいなと思います。

それから、今、介護ロボットの説明がありましたけれども、いわゆる介護者を移動したり、そういうロボットではないんですね。ちょっと違うんですね。そういうことで、ロボットというのは日進月歩でいろんなものができている状況ですけれども、町のほうでもいろんな情報を取り入れてほかにないようなロボットをこれからも進めていただいて、介護がより快適にできるような努力というんですか、やっぱり情報がなかなか入ってこないところもあるだろうと思うんです。これからは高齢者がどんどんふえていくと思われまして。そういう中において、そういう施設だけではなくて、一般家庭でもこれからは見ていかなければならないような状況にもなるやもしれませんので、そういう将来的な状況も踏まえて、もっともっと情報を取り入れていただいて積極的なこういう支援策をやっていただくようお願いをしたいと思います。

そういうことについて、今後のロボットに対する考え方というんですか、それをちょっと答弁を求めたいと思います。

議 長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

今回の介護ロボット導入支援事業については、各施設を対象としたものでありまして、各施設に周知の上、希望施設を取りまとめて実施したものであります。今後についても、こういう同様の事業があると思いますので、その対象施設には確実に周知した上でこういうロボット事業を導入していきたいと考えております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

最後に福祉課長にちょっとお聞きしたいんですけども、この介護ロボットを導入するに当たって、要は自分たちで調べたものなのか、国から、こういうのがあるからどうなのかと。どういう情報のもとにこの介護ロボットを導入するに至ったかをご説明願います。

議 長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

この事業については、国のほうから通知があって、それに基づいて各施設に周知して実施したものであります。

以上です。

（「わかりました」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

総務課長さん、お尋ねしたいと思います。

6 ページ、先ほどの 2 番議員とダブる部分があるんですけども、18 節の備品購入費で 792 万 1,000 円、公用車ほか。ここ、公用車、イコール町長車というふうなご発言されましたけれども、それを買いかえるという理解でいいと思うんですが、結論は、買いかえる必要があるのかというお尋ねであります。

先ほどのご説明でありますと、バッテリーにどうもふぐあいが起きていると、さらにはドアのあけ閉めにも問題があるんだというふうなことでございます。さらにそれにつけ加えまして、10万キロ、走行距離も伸びているんだというふうな説明であったと思いますが、実は、私も以前は大きい車にかなりの長い年数乗らせてはいただいたんですけども、クラウンなんかは10万キロ超えてから車のよさが出てくるんです。今回の場合はバッテリーとドアのあけ閉めが不都合だと。それでしたら修理すれば安い料金で済むわけでありまして。

それともう一つ、グレードアップしなければならない、グレードアップするんだと。さあどうしたものか。なぜ今の町長車よりもグレードアップして予算を組まなければならないのか全く理解ができません。ここ、わかるように説明してください。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

修理して使えばいいんじゃないかというご質問でございますけれども、故障してトラブルがあつて修理はしたんですけども、先ほど言ったように年数もたつて走行距離もいつているので、また同じトラブルがいつ発生するかもわからないということで、今、更新したいと考えております。

あと、グレードアップにつきましては、今の車はもうあれなんですけれども、ドアの静粛性とか安全性とか操縦安定性、振動を抑えるというようなことを考えまして更新したいと考えております。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

理解ができるようで、全く理解ができない答弁です。

まず、この故障等につきましても、今まで修理をして十二分に俗に言う走れる車であるわけでありまして、さらには、安全をさらに確保するためにというふうな答弁でありますけ



れども、確におっしゃるとおり、町の代表たるもの、目的地まで安全に送迎をしなければならないということは私も理解をしているつもりであります。軽トラに乗れというようなお話しはいたしませんけれども、なぜグレードアップしなければならないのか。走行距離だって10万キロ、これから車のよさが出てくる中に、ドア、バッテリー、安くその修理ができる、そういうようなものをすれば十二分にまだまだ利用できる公用車であると思います。

私は、そういうふうなところに、もう一度振り返ってみて、一般の方だったらどうしますか。なかなか今みたいな考え方は出てこないと思いますよ、あなたみたいな考え方は。経済して辛抱して、私の車見てくださいよ。それは冗談ですけども、一般の家庭に置きかえると今みたいな考え方はなかなか出てこないと思います。もう少しそういうのは原点に戻って考えていただきたい。

以上。

議 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

1 1 番（山本 実君）

教えてください。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの山本議員さんの件につきましてお答え申し上げたいと思います。

確かに修理すれば当然乗れる状態にはなると思います。ただし、ハイブリット車でございますので、バッテリーといいましても普通のバッテリーとは違う、モーターを動かすバッテリーと、そういうふうなこともございます。

現在、町長は青森県の町村会会長という要職にもございます。町長車がなくて、ジャククシーで行けばいいんじゃないかとか、あるいは別の公用車を利用すればいいんじゃないかとか、そういう不測の事態をできるだけ回避したいと。少しコストはかかるんですが、それに見合う、町長には迅速な対応、働きをお願いするという趣旨で、できれば公用車を更

新したいと、こういう考え方でございます。ご理解をいただきたいと思います。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

12番、苫米地君。

12番（苫米地繁雄君）

関連質問でございます。

この公用車は結局払ってしまうんですか。払わないでこれを修理して、修理したのに乗れと言えおかしいですが、副町長にぜひ乗ってもらいたいなと思います。なぜかという、たまたま私たちと一緒にいくと、副町長が全く普通の、それこそグレードの低い車に乗ってきているんですよ。だから、町長車に乗ってくればいいじゃないか、町長いなかったらと、私、何回も副町長には言ったことあるんですが、何もこれを払うんじゃなくて修理をして、大変、副町長には申し訳ないけれども、副町長に乗ってもらったらいかがなものかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

今のご意見、参考にさせていただいて検討してみたいと思います。ありがとうございます。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 平成28年度六戸町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第47号 平成28年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (吉田史明君)

議案第47号 平成28年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第1号)について事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書4ページをお開きください。

収益的収入及び支出においては、9月30日をもって病院を廃止し、病院会計を閉鎖することに伴い10月以降の収入及び支出について減額調整し、収入支出ともに3億1,514万8,000円を減額計上するものであります。

なお、収入につきましては、1 款病院事業収益、3 項特別利益に、入院・外来患者の減少等により2,000万円を不良債務解消分として一般会計から繰り入れするため増額計上しております。

次に、8 ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましても、9 月末日をもって病院事業の会計を閉鎖することに伴い10月以降の収入及び支出について減額調整し、収入支出ともに386万4,000円を減額計上するものであります。

以上で議案第47号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 平成28年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第48号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

議案第48号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書44ページをお開きください。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,323万2,000円とするものであります。

その内容につきまして事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、公共下水道使用料に150万円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料に、下水道事業経営戦略策定業務ほかで150万円を増額計上いたしました。

以上で議案第48号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第49号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (小林 章君)

議案第49号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書46ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,698万9,000円とするものであります。

その内容につきまして事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、農業集落排水使用料に150万円を増額計上いたしました。

4ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料に、農業集落排水事業経営戦略策定業務ほかで150万円を増額計上いたしました。

以上で議案第49号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第50号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第50号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) についてご説明申し上げます。

議案書48ページから49ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,271万9,000円とするものであります。

それでは、平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) について事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

今回の補正予算の主な内容は、介護予防事業の日常生活圏域ニーズ調査業務委託料の追加計上によるものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料に第1号被保険者保険料として322万1,000円を増額計上いたしました。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他の一般会計繰入金として234万6,000円を、同じく2項基金繰入金、1目介護保険財政調整基金繰入金として1,591万6,000円を、事業費との関連においてそれぞれ増額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。



4 ページをお開き願います。

1 款総務費、4 項計画策定委員会費では、1 目計画策定委員会費に、主介護者の介護の実態と介護支援者のあり方に関する調査業務ほかで59万3,000円を計上。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費では、1 目二次予防事業費に、平成30年度からの第7期介護保険事業計画の策定に係る準備調査として、介護保険日常生活圏域ニーズ調査業務ほかで286万4,000円を追加計上いたしました。

以上で議案第50号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

介護のことですけれども、この計画策定委員会費はどういうものなのかというのと、もう一つ、日常生活圏域ニーズ調査業務とありますけれども、これもどういうものなのかご説明願いたいと思います。

議 長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

まず、1 点目の主介護者介護の実態と介護者支援のあり方に関する調査業務の内容について説明いたします。

いわゆるこの調査は介護離職調査のことです。この介護離職というのは、身近な方の介護を行うために現在行っている仕事を退職して、会社をやめて介護をするというふうなもの調査を行うものであります。これについては、ことしの6月に厚生労働省のほうから調査を実施してくださいというふうな依頼がありまして、介護サービス利用者620人を対象に調査を行うものであります。

次の日常生活圏域ニーズ調査の内容ですが、この調査の内容は、日常生活圏域ごとに高齢

者の要介護リスク等の指標を把握・集計することにより、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類・量を見込み、居宅介護、施設介護、地域密着介護サービス等の基盤整備や地域支援事業の構築をどのように進めていくかを行うために調査するもので、平成30年度から32年度まで介護保険の第7期の計画を予定しております、その策定準備のために行うものであり、これについてもことしの3月に国のほうから調査依頼があったものであります。具体的内容は、介護保険者3,000人を対象に調査するものであります。

以上です。

(「はい、よろしいです」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ここで、お昼になりましたがこのまま会議を続けてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

では会議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第51号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(川原 徹君)

議案第51号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の50ページをごらんください。

今回の補正の内容につきましては既定の歳出予算を調整するものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては人件費の精査により調整したものであります。

歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の2ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費に給料25万円を増額し、同じく職員手当等を25万円減額計上し、目の計では増減はございません。

以上で議案第51号の説明を終わります。

議長(円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 同意第3号 六戸町固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（円子徳通君）

お座りください。

起立全員であります。

よって、同意第3号 六戸町固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成28年第3回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午後 0時08分）